

平成30年度 社会福祉法人指導監査結果一覧
 (「文書での改善報告を求めた指摘事項(要報告事項)」があったもの)

| 監査実施日 | | | 所在区 | 法人名 |
|-------|----|----|-------|-------------------|
| 年 | 月 | 日 | | |
| 平成 30 | 7 | 19 | 神奈川区 | 社会福祉法人 神奈川県労働福祉協会 |
| 平成 30 | 11 | 21 | 南区 | 社会福祉法人 乳児保護協会 |
| 平成 30 | 9 | 27 | 保土ヶ谷区 | 社会福祉法人 神奈川厚生福祉会 |
| 平成 30 | 7 | 9 | 旭区 | 社会福祉法人 恵泉会 |
| 平成 30 | 7 | 13 | 旭区 | 社会福祉法人 つくし会 |
| 平成 30 | 8 | 6 | 港北区 | 社会福祉法人 くっくあゆみの会 |
| 平成 30 | 7 | 11 | 緑区 | 社会福祉法人 新治保育園 |
| 平成 30 | 7 | 12 | 青葉区 | 社会福祉法人 春明会 |
| 平成 30 | 12 | 6 | 青葉区 | 社会福祉法人 小桜会 |
| 平成 30 | 7 | 6 | 栄区 | 社会福祉法人 ひよこの会 |

※対象法人は「法人の所在区～各所在区内における監査実施日」の順に掲載しています。
 ※指導監査結果情報の「改善状況」は、平成31年3月末時点で法人から提出のあった報告書により確認したものです。

平成30年度 社会福祉法人指導監査結果情報

| | | | |
|-------|-----------------|------|--------|
| 法人名 | 社会福祉法人神奈川労働福祉協会 | | |
| 所在区 | 神奈川区 | 実施区分 | 一般指導監査 |
| 実施年月日 | 平成30年7月19日 | | |

| 文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項） | 改善状況 |
|---|------|
| 評議員として選任されたか否か確認できない者が3名いるが、定款等の規定に基づき適切に選任すること。 | 改善済 |
| 理事会及び評議員会の議事録について、作成されていない回があったが、理事会及び評議員会の議事録は、適切に作成し備え置くこと。 | 改善済 |
| | |
| | |
| | |
| | |

平成30年度 社会福祉法人指導監査結果情報

| | | | |
|-------|--------------|------|--------|
| 法人名 | 社会福祉法人乳児保護協会 | | |
| 所在区 | 南区 | 実施区分 | 一般指導監査 |
| 実施年月日 | 平成30年11月21日 | | |

| 文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項） | 改善状況 |
|--|------|
| <p>社会福祉充実残額が発生しているが、社会福祉充実計画を策定していない。</p> <p>関係法令等に基づき、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得ること。</p> | 未改善 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

平成30年度 社会福祉法人指導監査結果情報

| | | | |
|-------|-----------|------|--------|
| 法人名 | 社会福祉法人恵泉会 | | |
| 所在区 | 旭区 | 実施区分 | 一般指導監査 |
| 実施年月日 | 平成30年7月9日 | | |

| 文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項） | 改善状況 |
|--|-------|
| <p>積立資産を他の保育所の整備のために取り崩すに際し、市に事前協議を行っていなかった。</p> <p>取り崩しの事前に、本市に協議を行うとともに、取崩額の戻入を行うこと。</p> | 改善取組中 |
| <p>計算書類の内容に、当該保育所以外の拠点に属するものが含まれていた。</p> <p>当該保育所の決算書類を適切に作成すること。</p> | 改善取組中 |
| <p>車両費の支出について、経費の根拠となる書類が適切に作成されていなかった。</p> <p>車両の管理を適切に行い、運行記録を正確に作成するとともに、経費の支出は、保育所運営に要する経費について、支出根拠となる事実に基づいて行うこと。</p> | 改善取組中 |
| | |
| | |
| | |

平成30年度 社会福祉法人指導監査結果情報

| | | | |
|-------|------------|------|--------|
| 法人名 | 社会福祉法人つくし会 | | |
| 所在区 | 旭区 | 実施区分 | 一般指導監査 |
| 実施年月日 | 平成30年7月13日 | | |

| 文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項） | 改善状況 |
|---|------|
| <p>計算書類の作成及び決算承認に係る手続等が適切に行われていなかった。</p> <p>①理事会及び評議員会に諮ったH29年度計算書類が、社会福祉法人会計基準に沿ったものではなかった。</p> <p>計算書類は会計基準に沿って適切に作成すること。また、監事は計算書類が重要な点において適正に表示していない場合には、その旨の意見を監査報告に記載すること。</p> <p>②決算において会計区分を変更したにも関わらず、その旨を理事会に諮っていないかった。</p> <p>会計区分の変更については理事会の承認を得ること。</p> | 改善済 |
| <p>法人本部に係る会計区分を拠点区分からサービス区分に変更していたが、会計帳簿は他の会計区分と分けることなく一括して作成していた。</p> <p>会計帳簿を会計区分ごとに作成すること。</p> | 改善済 |
| <p>法人本部の支出において、領収書等が保管されていなかった。</p> <p>領収書等証ひょう類を適切に管理・保管すること。</p> | 改善済 |
| | |
| | |

平成30年度 社会福祉法人指導監査結果情報

| | | | |
|-------|----------------|------|--------|
| 法人名 | 社会福祉法人くっくあゆみの会 | | |
| 所在区 | 港北区 | 実施区分 | 一般指導監査 |
| 実施年月日 | 平成30年8月6日 | | |

| 文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項） | 改善状況 |
|---|------|
| <p>前期末支払資金残高の取り崩しに際し、理事会における議決を行っていなかった。</p> <p>取崩額が事業活動収入予算額の3%を超過する場合は、取崩しの事前に、理事会で承認を得るとともに、取崩額の戻入を行うこと。</p> | 改善済 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

平成30年度 社会福祉法人指導監査結果情報

| | | | |
|-------|-------------|------|--------|
| 法人名 | 社会福祉法人新治保育園 | | |
| 所在区 | 緑区 | 実施区分 | 一般指導監査 |
| 実施年月日 | 平成30年7月11日 | | |

| 文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項） | 改善状況 |
|---|------|
| <p>理事会の決議を省略した際に、理事全員の同意の意思表示を確認していなかった。</p> <p>書面又は電磁的記録により理事全員の同意の意思表示を確認すること。</p> | 改善済 |
| <p>貸借対照表に誤りがあった。</p> <p>貸借対照表は、当該会計年度末における法人及び施設のすべての資産、負債及び純資産の状態を明りょうに表示するよう作成すること。</p> | 改善済 |
| | |
| | |
| | |
| | |

平成30年度 社会福祉法人指導監査結果情報

| | | | |
|-------|------------|------|--------|
| 法人名 | 社会福祉法人春明会 | | |
| 所在区 | 青葉区 | 実施区分 | 一般指導監査 |
| 実施年月日 | 平成30年7月12日 | | |

| 文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項） | 改善状況 |
|--|------|
| <p>評議員に役員の親族が選任されている事例が2組確認されたが、評議員の選任にあたっては、各評議員又は各役員について、配偶者又は三親等以内の親族ではない者で、かつ、各評議員又は各役員と特殊の関係がないものを選任すること。</p> | 改善済 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

